

津波がくるとき、大雨のとき、 どこへ避難する？

指定緊急避難場所

大雨による土砂災害、洪水、浸水からの避難!!

避難は「難」を「避ける」ことであり、避難の行動には、おもに下の4つの行動があります。

①市指定の指定緊急避難場所(土砂災害や洪水などの風水害に対応した避難所)へ行く、立退き避難

※避難情報発令(高齢者等避難開始、避難指示など)に伴い、**23か所の避難所**を開設します。状況によっては、担当者による避難所の開設が間に合わない場合もあります。その際は、開設されるまでその場の安全な場所で待機していただくなどの安全確保行動をお願いします。

(避難情報発令時に開設される指定避難場所は、17ページをご覧ください。)

②自宅が安全な場合は、在宅避難

③安全な親戚や友人宅へ行く、立退き避難

④安全なホテルや旅館へ行く、立退き避難

まずは、自宅や職場、今いる場所が安全であるかをハザードマップなどで確認してください。

危険である場合には、気象情報に留意し、気象庁からの警報発表時や市からの避難情報発令時など、自らが危険と感じた場合に迷わず避難してください。



津波避難場所 地震発生、津波からにげろ!! 屋外の高台へ避難!!

地震が発生したら、その場で頭を守るなど安全確保を行い、揺れがおさまったら津波から命を守るため、屋外の高台へ避難してください。**津波警報などが発表された場合は、市からの呼びかけを待たずに避難**してください。

市の指定津波避難場所は、16ページをご覧ください。

地震津波の際の屋内避難について

地震による津波の場合、建物の安全が確認されるまで、屋内への避難は避けるべきです。地震後の避難所の開設は状況に応じて、指定避難所を開設することになります。

津波警報などが解除されるまでは、安全な高台などでの長時間の避難が想定されます。防寒着や雨具・日よけなど、季節に応じて屋外での避難を想定した準備をしておくことが重要です。

福祉避難所 原則、災害直後の直接避難はできません。

福祉避難所は、一般の避難所では生活することが難しいかた(要配慮者など)の避難所として開設します。

開設のタイミングとしては、各避難所から開設要請があり、福祉避難所である施設の受け入れ体制が整い次第、開設します。市の指定福祉避難所は、16ページをご覧ください。



総務課防災危機管理室

TEL 25-1118

一人一人が備えてこ！
防災力UP! 鳥羽

vol.143